

第64回東海高等学校総合体育大会ヨット競技 宿泊・昼食(お弁当)お申込みのご案内

～宿泊手配に関するお願い～

今大会に際して、事前に多くの宿泊施設を確保している関係上、宿泊の手配はこの申込みの案内を通して
いただきますよう、お願い申し上げます。皆様のご協力をお願い致します。

このたびは第64回東海高等学校総合体育大会ヨット競技へのご出場おめでとうございます。大会中のご宿泊・お弁当を下記の種目についてJTB中部津支店が手配させていただきます。つきましては下記の通りご案内致します。

ご宿泊・お食事【朝食・夕食】について

各競技会場までの便の良い施設を朝食・夕食付き(一部1泊朝食付き宿泊プラン)で大会関係者の皆様にご利用いただくため特別にご用意いたしました。宿泊人数・期間などのご希望・条件により各社にて最適な宿舎をご用意させていただきます。下記表のように地区によっては宿舎・部屋タイプ、料金帯からご希望をお選びいただけますので、別途お申込用紙にご希望の「記号」をご記入下さい。

※宿泊プランは募集型企画旅行契約となり、取消規定は「お申込みの内容の変更・取消(取消規定)・返金」をご確認ください。

競技種目	競技会場	競技日程	宿泊プラン設定日	宿泊地区	宿舎・部屋タイプ	旅行(宿泊プラン)代金 1泊2食(一人あたり)	記号
ヨット	伊勢湾海洋スポーツセンター	6/17(土)	6/16(金)	津	ホテルタイプ	7,500円	A
		6/18(日)	6/17(土)				

* 上記料金は全てお一人様あたり、税金・サービス料・事務手数料込みの料金です。(各部屋タイプ同料金)

* 夕食欠食の場合は¥1,500(税込)・朝食欠食の場合は¥800(税込)(※無料朝食のホテルは除く)を差し引かせていただきます。
1泊朝食付のみ設定の宿舎に関しましてはその料金を適用します。

- * 朝食については原則午前6:30頃からご用意をいたします。それ以上早いお時間の朝食をご希望される場合は別紙『お申込書』の「連絡欄」へご希望時間帯をご記入下さい。ご希望は承りますがお申込み時点での確約は致しかねますので予めご了承ください。
- * 部屋割りは原則として引率先生(監督・コーチ)は1~2名利用、選手・応援生徒は定員利用になります。ホテルタイプ1室1名~3名。和室タイプはお部屋の帖数にあわせて複数名利用となります。
- * 開催地によってはビジネスホテルタイプが主となるため、生徒様にシングルルームをご利用いただく場合もあります。
- * お部屋タイプは禁煙ルームになるように配慮しますが確約はできません。喫煙ルームの場合は消臭清掃対応を依頼します。
- * 申込書には第2希望までご記入下さい。設定数に限りがあり、ご希望通り確保できない事もありますので、予めご了承ください。
- * 添乗員は同行しません。最少催行人員は1名です。

■ホテルタイプ・リスト (ホテルの記号ごとの希望を承りますが、ご指定はできませんので予めご了承ください)

競技種目	地区名	記号	ホテル例
ヨット	津	A	【1泊朝食】※フェニックスホテル

* ※のついたホテルは無料朝食ホテルとなります。

宿泊プランの行程

日時	行程(往復交通費は含まれておりません。)	食事条件
6月16日(金)	自宅または集合場所→(交通費お客様負担)→各宿泊施設	朝× 昼× 夜○(欠食可)
6月17日(土)	各宿泊施設→(交通費お客様負担)→大会会場→(交通費お客様負担)→宿泊施設	朝○(欠食可) 昼× 夜○(欠食可)
6月18日(日)	各宿泊施設→(交通費お客様負担)→大会会場→(交通費お客様負担)→自宅または解散場所	朝○(欠食可) 昼× 夜×

昼食(お弁当)について

※昼食弁当は手配旅行契約となり、取消規定は「お申込みの内容の変更・取消(取消規定)・返金」をご確認ください。

¥900/個(税込) * お茶付・メニュー日替わり

今大会特別メニューでのお弁当をご用意し、各競技会場まで配達いたします。会場によっては周辺に食事施設が十分にございませぬのでご宿泊とあわせてお申し込みいただくことをお勧めします。お弁当のみの申込みもお受けいたします。なお、当日の販売はいたしませんのでご了承ください。また、衛生上の規定により、指定時間内にお召し上がりください。

○設定日:平成29年6月17日(土)~6月18日(日)までの大会競技日 ※競技種目により異なります。

取引条件説明書 要約(手配旅行契約)

お申込みの際には、必ず取引条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。
 取消条件説明書(全文)はこちらよりご確認ください。【 http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/tehadom_shop.asp 】

●手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下、単に「契約」といいます。)とは、(株)JTB中部(愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 観光庁長官登録旅行業第1762号。以下「当社」という)がお客様の依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。尚、この取引条件説明書は旅行業法第12条の4による取引条件説明書であり、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

●契約の申込、契約の成立

- お客様が契約を申し込まれる場合は、別紙の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出してください。
- 契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の時期は契約書面に記載します。
- 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- 高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為を行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 20才未満の方は親権者の同意が必要です。
- その他当社の業務上の都合があるときにはお断りする場合があります。

●旅行代金とその支払い時期

- 旅行代金(旅行費用並びに当社の取扱料金をいいます。)の額は旅行出発前日までに全額お支払い下さい。
- 旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動があった場合は旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

●取扱料金

- 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

	国内旅行
取扱料金	旅行費用総額の20%以内

- お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、お客様は所定の取扱料金を支払わなければなりません。

●契約の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、下記の変更手数料金を支払わなければなりません。

	国内旅行
変更手数料金	当該変更された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内

●旅行契約の解除

- お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 - 第4項に掲げる取扱料金
 - お客様が既に受けた旅行サービスにかかる旅行費用
 - お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他の旅行サービス提供機関に払う費用
 - 前号の旅行サービスの手配の取消しに係る取消手数料金

	国内旅行
取消手数料金	当該取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内

- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、上記に規定されている料金を申し受けます。

●当社の責任

- 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。(手荷物に関する賠償限度額は1人15万円、但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)但し、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物については国内旅行は14日以内)に当社に対して通知があった場合に限りです。
- 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

●お客様の責任

当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービス受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い情報共有のため大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。

【取扱】

株式会社JTB中部 津支店

〒514-0031 三重県津市
 観光庁長官登録旅行業第1762号
 日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者：高羽 誠

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご相談ください。

【業務提携】

株式会社JTBサポート中部 中部MICEセンター

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-17-19
 キルクス丸の内ビル7階
 TEL:052-218-2007 / FAX:050-3730-4343

観光庁長官登録旅行業第1446号

総合旅行業務取扱管理者：匹田 晴隆

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、



旅行業公正取引
 協議会 会員



お申込み方法

別紙『**申込用紙**』の太枠内をご記入いただき、『**宿泊者名簿**』と併せて**5月31日(水)**までにFAXにてお送り下さい。
なお、宿舎決定は申込順ではございません。

お支払い方法

宿舎決定後、**6月7日(水)**までに郵送(又はFAX)にて『**回答書兼確認書**』、『**請求書**』をお送りしますので、
記載の期日までに銀行振り込みにてご送金下さい。お振込後の変更、取消等による精算は大会終了後にさせていただきます。
恐れ入りますが振込手数料はお客様にてご負担願います。

お申込み内容の変更・取消(取消規定)・返金について

変更や取消が生じた場合は、お送りいただきました『**申込用紙**』の該当箇所に加筆修正、又は備考欄にご記入のうえFAXにてお送りください。特に変更の場合は必ず**宿泊**、**弁当**それぞれの人数をお知らせ下さい。人数の減少や取消しにつきましては下記の取消料を申し受けますのでご了承下さい。尚、お申し出日時は弊社の営業時間内FAX受信日時といたします。営業時間以降の変更は翌日付扱いになります。(大会会期前日からに限り、お電話でのお申込みも承ります。)
ご入金後の変更・取消により返金が発生した場合は、大会終了後ご指定の銀行口座へ振込手数料を差し引きしてお振り込みいたしますので別紙『**返金依頼書**』のご返金先欄へ必要事項をご記入ください。

【宿泊プランの取消料】

申し出日	宿泊日の7日前～2日前まで	宿泊日の前日	宿泊日当日	旅行開始後又は無連絡
宿泊プラン取消料	30%	40%	50%	100%

※お申し出基準時間は取扱各社の営業時間内までです。(営業時間を過ぎた場合は翌日受付扱いとさせていただきます)

【弁当の取消料】

申し出日	前日の15:00まで	前日15:00以降の取消
弁当取消料	無料	100%

領収証の発行について

領収証が必要な場合は、お手数ですが別紙『**領収証発行依頼書**』に必要事項をご記入のうえ、FAXにてご依頼ください。
ご入金を確認し(取消が発生した場合は、返金額も確認のうえ)、大会終了後郵送にて送付いたします。

★申込み・お問い合わせは下記、『第64回東海高等学校総合体育大会』担当へ。

《ヨット競技》

(受託販売)
(株)JTBSサポート中部 中部MICEセンター

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-17-19
TEL:052-218-2007 FAX:050-3730-4343
営業時間:9:45～17:45 土・日・祝日休業 担当:田中・加藤

【旅行企画・実施】

株式会社JTBS中部 津支店

〒514-0031 三重県津市
観光庁長官登録旅行業第1762号
日本旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者:高羽 誠
※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【受託販売】

株式会社JTBSサポート中部 中部MICEセンター

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-17-19
キルクス丸の内ビル7階
TEL:052-218-2007/FAX:050-3730-4343
観光庁長官登録旅行業第1446号
総合旅行業務取扱管理者:匹田 晴隆
※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。



旅行業公正取引
協議会 会員



ご旅行条件要約（募集型企画旅行契約）

お申込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。旅行条件書（全文）はこちらよりご確認ください。【 <http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/acedom.asp> 】

●募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTB中部（愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 観光庁長官登録旅行業第1762号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

（1）所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込みください。

（2）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金全額を受領したときに成立するものとします。

但し、本契約に関しましては、後日送付する請求書に基づく旅行代金のお振込が完了した時点で、旅行契約が成立したものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって7日目にあたる日より前（もしくは当社が指定する期日までに）にお支払ください。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、別途記載の金額を取消料として申し受けします。

別途記載の取消料区分をご確認ください。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないがざりエコノミークラス）、宿泊代、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金：1500万円　・入院見舞金：2～20万円　・通院見舞金：1～5万円

・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。＜免責事項＞

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービス受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い情報共有のため大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2017年3月15日現在を基準としています。又、旅行代金は2017年3月15日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

（CSR承認番号2476番）



旅行業公正取引
協議会 会員

